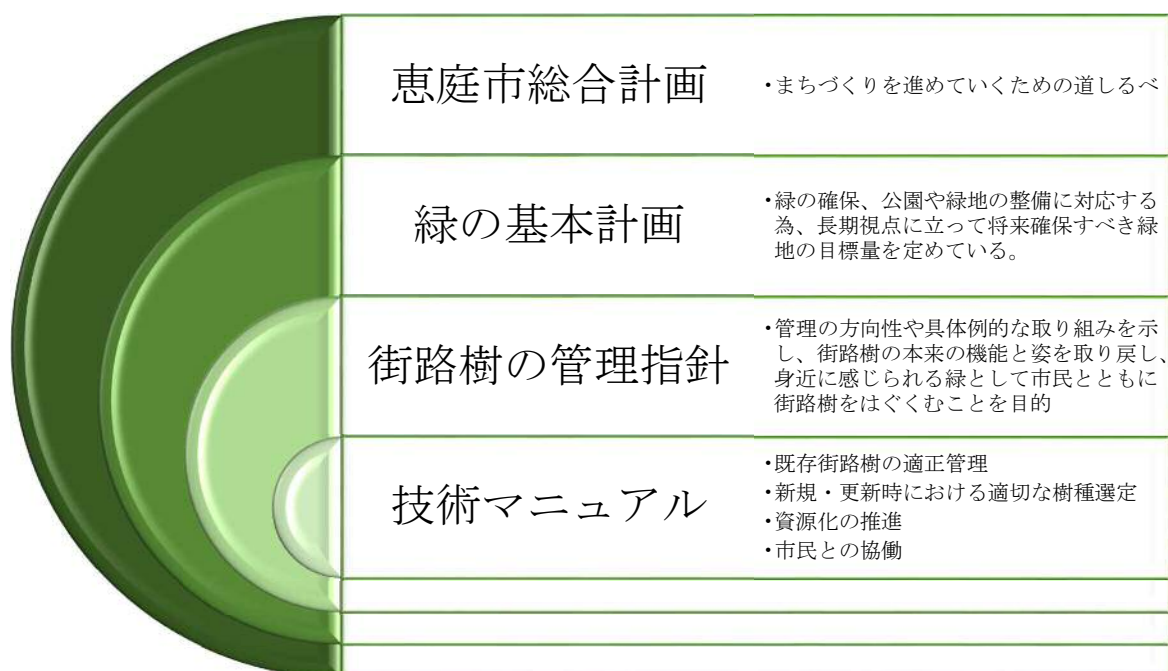


1-3 指針の位置づけ

総合計画を最上位計画、緑の基本計画を上位計画とし、今後 10 年間程度どのように街路樹を管理していくのか取組みの方針を示すものである。「緑の基本計画」等の各部門との整合性を図り、この「街路樹の管理指針」に基づき、街路樹の適正管理、更新、資源化、市民との協働などの実行計画を進めていくものとする。
※実行計画については、事業の節目となる時期ごとに検証を行い必要に応じて見直しを行う。

街路樹の管理指針の位置づけ



2-5 自然環境保全機能 = 元来からある自然と調和し保全する機能

- 沿道の植生に対して、道路建設に伴う、風の吹き込みや日照の入り込みによる林内の乾燥などの防止や、自動車交通による生育環境の変化を緩和し貴重な自然の環境変化を和らげ、自然環境を保全します。
- 植樹帯・植樹柵からの雨水浸透、葉からの蒸散による都市の水環境の健全化
- 私たち人間以外にも、鳥や虫と言った身近な生き物にとっても快適性を有し、ナナカマドなどの実は野鳥のえさ場となっている。

